



やすい たかひろ 議員  
安井 敬博

# 空き地、空き家の活用を！

## 災害公営住宅等に

原発事故は未終息！東電は損害賠償継続を

継続して要望活動を進める。

**空き地空き家は町の資産、地域の為に活かす策を  
事業推進に努め、必要に応じ検討したい。**

**安井** 直近の住宅土地統計調査で、町の空き家は650戸。町は個別の物件の状況を把握し、単に所有者の問題と処理せず、町の重要な資産と位置づけ、公民連携手法等も取り入れ再生し、雇用対策や定住化促進、福祉・教育等での公共施設への利用をすべきと思うが町長の見解を伺う。

**町長** 適正に管理されていない空き家等は、防犯上、火災予防上での問題でもあり、町では問題が

懸念される空き家等の所有者に対し適正に管理していただくよう、その都度文書による依頼をしている。引き続き地元自治会、消防団、防犯団体等と情報を共有し、定期的な見回り、所有者に対する改善のお願いを図る。空き家の有効活用については、震災からの復興、人口増加対策の観点から、復興交付金を活用し、移転整備する計画や、災害公営住宅の用地選定の際にも重要視した。空き家対策を行う上では、U



町内の空き家

ターン、Iターン、2地域居住等により住んでいただくことを推進する事業も効果的であるため、これらのさらなる事業推進に努め、必要に応じ、

しらかわ地域定住自立圏構想の取り組みとして近隣市町村間が共同で対応することも検討したい。

**安井** 昨年末、国と東電より原発事故に伴う営業損害賠償の打ち切り素案が出され、その後当面は打ち切らないと撤回されたものの、期限や内容など、未だ懸念が残る。精神的損害賠償も、県南地方は根拠のない差別がされたままである。最後まで責任ある賠償を町は求めていくのか伺う。

**町長** 精神的損害に対する賠償は、平成23年12月6日に原子力損害賠償紛争審査会で中間指針追補が取りまとめられ、自主的非難等に係る損害の範囲が示され、本町は原発

事故の非難区域外として賠償の対象とならず、いまだ解決していない。これまで、町議会の大震災及び原発事故調査特別委員会と連携を図り、白河

地方、会津地方原子力損害賠償対策本部を通じ、国及び東京電力へ、中間指針の撤回に向け強く要望、要求をしてきた。

その結果、平成24年6月県南地域における自主的非難等に係る損害賠償、平成25年2月、自主的非難に係る損害に対する追加賠償があり、早期に賠償金及び給付金が支払われるよう提示された案を受け入れたが、現在

の賠償内容では納得できない。継続して原子力損害賠償の完全実施に向けて要望活動を進める。

自主的避難等にかかる追加賠償について (東電発表資料等より)

区域	自主的避難等対象		県南	
	大人	妊婦等	大人	妊婦等
1回目	8万円	60万円※	0円	20万円
福島県		0円	4万円	10万円
2回目	4万円	12万円	4万円	8万円

※実際に避難を行った人に対する20万円を含む

精神的損害に対する賠償

その他の質問事項  
・福島県市町村国保広域化について  
・矢吹町独自の教育、子育て支援について

### 町政を問う (一般質問)